

## 令和2年度第2回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月7日(木) 午後1時27分から午後2時50分
2. 開催場所 三次市役所 601, 602 会議室
3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 加藤 好隆	6番 河本 研二	7番 木原 孝行	8番 寺重 茂晴
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 廣瀬 勝秀	14番 福田 博之	15番 松山 和登	16番 箕田 英紀
17番 向井 泰治	18番 横田 和彦	19番 吉森 法和	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 報告第1号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
- 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
- 報告第3号 非農地証明願承認
- 議案第3号 農地法第3条
- 議案第4号 農地法第4条第1項
- 議案第5号 農地法第5条第1項
- 議案第6号 農用地利用集積計画
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
- 議案第8号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検, 評価(案)」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」
- 議案第9号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に関する審査基準
- 議案第10号 三次市農業委員会役員会設置規程の一部を改正する訓令(案)
- 議案第11号 「三次市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局長 只今から、令和2年度第2回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、上田委員、大前委員の両名を指名いたします。よろしくお

願います。

それでは、令和2年度第2回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 説明の前にお断りいたします。

本日の総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、議案説明を簡略化し、開催時間の短縮を図りたいと思います。

なお、詳細については議案書をご一読いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

表紙裏の議事日程をご覧ください。

報告案件が、報告第1号から報告第3号までの3件です。

議案が、議案第3号から議案第11号までの9議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしく願います。

議長 議事日程に従い、報告第1号から報告第3号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第1号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について5件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告第2号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」について6件ご報告いたします。

内容は、4月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告3号「非農地証明願承認」について4件ご報告いたします。

申請番号29 申請地が、栗屋町\_\_\_\_\_, ほか6筆、非農地となった理由は、年月日不詳にて耕作放棄、山林化または原野化し現在に至っています。

申請番号30 申請地が、甲奴町小童\_\_\_\_\_, ほか6筆、非農地となった理由は、昭和61年に牧場施設として転用、宅地化し現在に至っています。

申請番号31 申請地が、三和町上壱\_\_\_\_\_, 非農地となった理由は、昭和28年から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号32 申請地が、三和町上壱\_\_\_\_\_, 非農地となった理由は、昭和52年から耕作放棄、原野化し現在に至っています。報告については以上です。

議長 報告第1号から報告第3号を報告いたしました。

報告3件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議長 議案第3号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

申請番号1と申請番号2は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について7件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1と申請番号2の譲受人が、●●●●さんで、規模拡大です。

本2件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

14番 譲受人は3代にわたって農業をされています。規模も約3ha耕作されています。所有農地の全てを耕作されており、今後も耕作されると見込まれますし、従事する家族も十分におられますので問題ないものと思われまます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号1と2を決めます。  
次に申請番号3の説明を求めます。

局長 申請番号3 譲受人が、●●●●さんで、規模拡大です。  
本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

18番 譲受人の経営農地は全て耕作されており、耕作に必要な機械も全て保有され、農業に従事する日数もあり、効率的な利用が見込まれます。周辺農地は全て耕作されています。申請地は、18年前から譲受人が耕作されていた農地です。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号3を決めます。  
次に申請番号4の説明を求めます。

局長 申請番号4 譲受人が、●●●●さんで、規模拡大です。  
本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 数年前から譲渡の話がありましたが、申請地のみでは下限面積に達しなかったため、親族所有の畑を借り受けて農業経験を積まれ、今回の申請となりました。従事する家族の状況、機械の保有状況に問題ありません。借入地を含めて効率的な利用に問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号4を決します。  
次に申請番号5の説明を求めます。

局 長 申請番号5 譲受人が、●●●●さんで、新規営農です。  
本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、本件は、農地所有適格法人の構成員間による申請で、例外的に、利用権設定を継続して所有権移転が認められるものです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人は農業をされておらず、譲受人の父親が耕作をされてきていました。今回、譲受人が農地所有適格法人の構成員となり、農業経営されるものです。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号5を決します。  
申請番号6と申請番号7は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。

局 長 申請番号6と申請番号7は保留とします。  
理由は、既設の農業用施設の取扱いの調整がついていないためです。

議 長 議案第3号「農地法第3条」については、申請番号6と申請番号7を保留とし、申請番号1から申請番号5までを異議なしと決します。  
議案第4号「農地法第4条第1項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について5件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。  
申請番号1 申請人が、●●●●さん、内容は、墓地の整備です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 現在の墓が、山際にあり、落石や獣害に悩まれており、管理されている母親も高齢であるため、管理に便利のよいところに移設されるものです。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 1 を決めます。  
次に申請番号 2 の説明を求めます。

局 長 申請番号 2 申請人が、●●●●さん、内容は、駐車場の整備です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 申請人は、自宅で板金塗装業を営まれています。常時 10 台近い車を抱えられており、駐車場が不足していました。排水対策は問題ありませんし、周辺は全て申請人の土地です。問題ないものと思われまふ。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 2 を決めます。  
次に申請番号 3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3 申請人が、●●●●さん、内容は、宅地拡張です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、半分は畑として、残りを駐車場として活用されています。このことに対して始末書が提出されています。現状では駐車スペースが狭いので、駐車場を拡張されるものです。周辺への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 3 を決めます。  
次に申請番号 4 の説明を求めます。

局長 申請番号4 申請人が、●●●●さん、内容は、水路の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16番 申請人と、新たに住宅を建てられる方の排水路を設置されるものです。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号4を決めます。

次に申請番号5の説明を求めます。

局長 申請番号5 申請人が、●●●●さん、内容は、宅地拡張です。

申請地は、三次市三和支所の概ね500m以内にあることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

18番 申請者は、所有自家用車が増えたため、永年不作付地であった申請地に、駐車場を設置されるもので、駐車場以外の場所は、花壇等を設置されます。周辺農地への影響はなく問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第4号「農地法第4条第1項」について、申請番号1から申請番号5を異議なしと決めます。

議案第5号「農地法第5条第1項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について5件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1 譲受人が、●●●●株式会社、内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6番 申請地は、大型機械が入らないということから、20年以上耕作されていません。近隣には農地転用で太陽光発電設備が設置されています。隣接耕作者の了解を得られています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（異議なし）

議 長 異議なしと認め、申請番号1を決めます。  
次に申請番号2の説明を求めます。

局 長 申請番号2 申請番号2は保留とします。  
理由は、周辺農地所有者等への説明がなされていないことが判明したためです。

議 長 次に申請番号3の説明を求めます。

局 長 申請番号3 譲受人が、●●●●さん、内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。  
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3番 申請地は周辺が全て住宅地となっています。排水対策に問題ありません。周辺への影響もありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（異議なし）

議 長 異議なしと認め、申請番号3を決めます。  
申請番号4と申請番号5は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。  
事務局から一括して説明してください。

局 長 申請番号4と申請番号5の譲受人が、株式会社 ●●●●、内容は、建売住宅の建築です。  
本2件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、本2件は、同一事業の併用地です。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3番 排水対策は、水利関係者と調整がなされています。周辺への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（異議なし）

議 長 異議なしと認め、申請番号4と5を決めます。

次に申請番号 121 の説明を求めます。

局長 申請番号 121 は、保留案件です。

申請番号 121 申請地が、甲奴町西野\_\_\_\_\_，ほか 5 筆，面積が 5,497 m<sup>2</sup>，譲受人が，●●●●，内容は，駐車場の整備です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請地は両親の死後，永年不耕作が続いていました。譲渡人から始末書が提出されているとおり，残土処分で埋め立てられています。譲受人の●●●●のすぐ前にあることから駐車場として利用されます。排水対策を含めて隣地に与える影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（異議なし）

議長 異議なしと認め，申請番号 121 は許可妥当として処理諮問いたします。

議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項」について，申請番号 2 を保留とし，申請番号 1 申請番号 3 から申請番号 5 を異議なしと決し，申請番号 121 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 6 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 6 号「農用地利用集積計画」について，ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により，農用地利用集積計画を策定したいので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

61 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が，59 件で 212,864 m<sup>2</sup>，農地中間管理権の取得を伴う賃借権設定が，20 件で 62,986 m<sup>2</sup>，合計が，79 件で 275,850 m<sup>2</sup>です。

各申請については，17 ページから 60 ページに掲載しておりますので，ご一読をお願いします。以上です。

議長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 それでは，議案第 6 号「農用地利用集積計画」について，異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 6 号「農用地利用集積計画」について，承認することに決めます。

議案第 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案



に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、66ページと69ページ、三良坂町灰塚地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人 ●●●●に、農地4筆、11,709㎡を転貸するものです。

次に、72ページ、甲奴町梶田地区で、地域の担い手である、●●●●●さんに、農地1筆、1,845㎡を農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

次に、75ページ、作木町大山地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人 ●●●●●に、農地7筆、10,902㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

10番 配分計画書の理事長名が違うものがあるがどうか。

事務局 案の作成時の理事長名となっています。県が公告する際や、実際に契約する際には現在の理事長名に修正されます。

議長 それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局 議案第8号は、令和元年度の三次市農業委員会の目標の点検と評価、令和2年度の目標と活動計画を定めようとするものです。

点検評価では、各申請に関して複数委員による現地調査や議事録の公表などで、適正な審査業務を実施していることや、人・農地プランの作成、実施に向けた地域の話し合いへの参加、担い手への集積、新規参入、遊休農地の解消などの取り組み結果を係数と共に記載しています。

活動計画では、利用意向調査や人・農地プランに係る地域の話し合いへの参加など、担い手への集積につなげる取り組みなどの記載の他、新規参入の促進、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応などを明記しています。

この点検・評価と活動計画は、三次市のホームページに掲載することとなります。

議長 質疑はありませんか。

7番 耕地面積の詳細を集計すると合計値にならないのはなぜか。

事務局 数値の記載にあたっては、注釈にありますように、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入となっており、統計の数値をそのまま記載しています。

議長 それでは、議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全委員）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、承認することに決めます。

議案第9号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に関する審査基準」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第9号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

この審査基準は、行政手続法の規定に基づき定めているもので、広島県の「農地法関係事務処理ガイドライン」の改正に合わせて、その一部を改正するものです。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正（案）、アンダーライン部分が改正点です。改正内容は、国からの通知を受けて、一時転用の定義及び期間の一部変更並びに条番号の修正を行うものです。新たな審査基準は、ご承認いただければ、本日付申請受付分から適用する考えです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第9号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に関する審査基準」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 9 号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に関する審査基準」について、承認することに決めます。

議案第 10 号「三次市農業委員会役員会設置規程の一部を改正する訓令（案）」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 10 号 三次市農業委員会役員会設置規程の一部を改正する訓令（案）について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本案は、本委員会の新体制において、女性委員が 1 名となり役員会の構成に女性委員の枠を設けることが困難となったため、役員会設置規程の一部を改正しようとするものです。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案で、アンダーライン部分が改正点です。改正内容は、女性委員の代表者の選出が困難な場合は、委員会委員の代表者を 1 名増とし、これに代えることができることとするものです。

ただし、男女共同参画社会基本法に照らし、本文は変更せず、現体制の任期である令和 5 年 3 月 31 日までの特例とし、附則において規定しようとするものです。

なお、新たな規程は、ご承認いただければ、本日から施行し、本年 4 月 1 日にさかのぼって適用する考えです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第 10 号「三次市農業委員会役員会設置規程の一部を改正する訓令（案）」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 10 号「三次市農業委員会役員会設置規程の一部を改正する訓令（案）」について、承認することに決めます。

議案第 11 号「三次市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 11 号「三次市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化法施行規則の規定に基づき、意見を求められたもので、適当と認める旨回答しようとするものです。

主な変更の内容につきましては、農業経営基盤強化法の一部改正及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴い、農業委員に加えて、推進委員による農地等の利用の最適化を明記し、また農用地利用集積においては農地中間管理機構の積極的な活用を図ることを明記します。

また、農業経営基盤強化法の一部を改正する法律に伴い、農地の利用の効率化を図るため、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により 20 年を超えない期間の賃借ができるよう変更するほか、事項等の変更及び語句修正を行うものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 11 号「三次市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員(全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 11 号「三次市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて、向井座長から役員会の報告をお願いします。

(役員会報告)

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告、協議事項)

委員の皆様から何かございますか。

(協議事項)

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は、6月5日(金)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。以上で令和2年度第2回農業委員会総会を終了します。